

A1 基金とは社団医療法人で持分の定めのないものに拠出された金銭その他の財産であって、その医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところに従い返還義務を負うものであり、剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動原資となる資金を調達し、その財政的基盤の維持を図るための制度をいいます。この基金制度を採用した医療法人を基金拠出型医療法人といいます。

基金制度は社団医療法人に認められている制度であり、財団医療法人は基金制度を採用することはできません。

基金拠出型医療法人の基金は医療法人に帰属するものではなく、拠出者に帰属します。医療法人は定款に定めるところにより返還義務を負いますので、拠出者に相続が発生すると「基金の返還に係る債権」が相続財産として相続税の課税対象となります。

基金の返還は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が一定の基準を満たし、かつ、定時社員総会の議決を得た場合に限り、返還を行うことができます。また、基金の返還については利息を付すことはできませんので、拠出者にとって基金とは、無利息の金銭債権となります。

ただし、医療法人側に会社更生手続きの開始の決定があったときなど一定の事由が生じたことにより、金銭債権の回収不能または著しく困難と見込まれるときは、金額を控除した価額が相続税評価額となります。